

## (平成30年度) 第3回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 平成31年3月6日(水)13時30分～15時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館5階 共用5階会議室
- 3 出席者 林座長、岩田委員、小笠原委員、神山委員、武田委員、原田委員、吉富委員、渡辺委員、(株)野村総合研究所 南側氏(有識者)
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 個人住民税の現年課税化について
  - (3) 閉会
- 5 議事の経過
  - 有識者及び委員より、議事次第(2)の内容についてそれぞれ説明を行い、その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

### 【個人住民税の現年課税化について】

- マイナンバーカードを皆が持っている状況になれば、住所地の正確な把握は容易になるのではないか。マイナンバーカードの利活用の例として、証券会社における口座開設において、マイナンバーカードをかざすことで本人確認を行うサービスが提供されている。
- マイナポータルには、行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる機能がある。この民間送達サービスとの連携を活用して、企業の給与明細をマイナポータルから確認できる仕組みが運用されている。将来的には、例えば、民間企業から電子的に交付される支払情報を民間送達サービス経由でマイナポータルから確認でき、その情報を申告書に反映することで、自動的に申告書が作成できるという申告の簡便化策が検討されている。
- 現在は企業から各行政機関に対し添付書類、調書等が紙で提出されているが、

その提出に代えて企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みについての構想がある。こうした仕組みを活用することで、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側に必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかと。

- 企業側の事務負担を軽減する方策が実用化されたとしても、特に中小零細企業は、給与事務作業のシステム化への対応に限界があるのではないかと。企業における人手不足が深刻化しており、新たな納税事務負担を担う余地はないのではないかと。
- 企業側で源泉徴収や年末調整時の税額計算を行い、更に市町村においても納税義務者の副業収入や金融所得、ふるさと納税による寄附金などの情報を名寄せした上で、税額確定のため税額を再計算することになれば、企業と市町村において二重に事務が発生し、社会全体のコストが大きくなり、非効率ではないかと。
- 副業やシェアリングエコノミーなどの普及により働き方が多様化してきており、納税義務者にとって確定申告は身近なものになりつつあること、将来的に簡便な方法による申告が検討されていることを踏まえると、納税義務者の申告を前提に制度を考えることもできるのではないかと。
- 特別徴収義務者における従業員の1月1日現在の住所地把握について、現行では住民基本台帳に記録されていない者でも住所を有すると認められる場合に課す「住登外課税」があるが、現年課税化する場合どのように考えるのか。
- 特別徴収義務者が、税額を市町村へ毎月納付する必要があるが、その税額の算定基礎情報を市町村及び納税義務者へ明示する必要があるのではないかと。その場合、特別徴収義務者の事務負担が過大となるのではないかと。
- 個人住民税は、市町村長が減免を行うことができるとされているが、減免がある場合、年末調整時に反映するのか。年末調整時に反映する場合、どのように市町村と特別徴収義務者がその情報を共有するのか。

(以上)